



# 宮 崎 県 公 報

令和元年12月16日(月曜日) 第65号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 ( 送 料 共 ) 1 年 4 1, 7 0 0 円

## 目 次

規 則	頁	公 告	頁
○建築士法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) 1		○宮崎港港湾計画の一部変更の概要……………(港湾課) 5	
告 示		○都市計画の決定図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 5	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 5		○都市計画の変更図書の写しの縦覧(3件) ……( “ ) 5	
		病 院 局 公 告	
		○入札公告……………6	

## 規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第30号

#### 建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和48年宮崎県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(免許の申請)</p> <p>第2条 法第4条第2項又は第3項の免許の申請は、別記様式第1による申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1) <u>戸籍の謄本又は抄本</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(免許証の書換え交付)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p>2 前項又は法第5条第3項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、写真を貼付した別記様式第3による申請書に、免許証又は免許証明書及び<u>戸籍の謄本又は抄本</u>(前項の規定により申請する場合に限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(死亡等の届出)</p> <p>第8条 法第8条の2の規定による届出は、別記様式第5により、<u>免許証又は免許証明書を添えて</u>しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第2条 法第4条第2項又は第3項の免許の申請は、別記様式第1による申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1) <u>本籍の記載のある住民票の写し</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>その他参考となる事項を記載した書類</u></p> <p>(免許証の書換え交付)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p>2 前項又は法第5条第3項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、写真を貼付した別記様式第3による申請書に、免許証又は免許証明書及び<u>本籍の記載のある住民票の写し</u>(前項の規定により申請する場合に限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(死亡等の届出)</p> <p>第8条 法第8条の2の規定による届出は、別記様式第5により、<u>次に掲げる書類を添えて</u>なければならない。</p> <p>(1) <u>法第8条の2第1号又は第2号の規定による届出をする場合にあっては、免許証又は免許証明書</u></p> <p>(2) <u>法第8条の2第3号の規定による届出をする場合にあっては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書</u></p> <p>2 [略]</p>

<p>(免許を取り消された者の免許証又は免許証明書の提出)</p> <p>第9条 二級建築士又は木造建築士は、法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあっては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)又は法第10条第1項の規定により免許を取り消されたときは、その取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証又は免許証明書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(登録の抹消等)</p> <p>第9条の2 知事は、法第9条第1項若しくは法第10条第1項の規定により免許を取り消したとき又は第8条第2項の規定による届出があったときは、登録を抹消し、その名簿に抹消の理由及び年月日を記入するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(免許の取消し等の処分のお知らせ)</p> <p>第11条の10 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(免許を取り消された者の免許証又は免許証明書の提出)</p> <p>第9条 二級建築士又は木造建築士は、法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあっては法第8条の2第2号に掲げる場合に該当する場合に限る。)若しくは第2項又は法第10条第1項の規定により免許を取り消されたときは、<u>当該二級建築士又は木造建築士(法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族)</u>は、その取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証又は免許証明書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(登録の抹消等)</p> <p>第9条の2 知事は、法第9条第1項若しくは第2項若しくは法第10条第1項の規定により免許を取り消したとき又は第8条第2項の規定による届出があったときは、登録を抹消し、その名簿に抹消の理由及び年月日を記入するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(免許の取消し等の処分のお知らせ)</p> <p>第11条の10 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項若しくは第2項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
---	---

別記様式第1及び別記様式第5を次のように改める。

別記

様式第1(第2条関係)

宮崎県収入証紙貼付欄

二級  
木造 建築士免許申請書

〔記入注意〕 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中に✓印を付けてください。  
外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

私は、二級建築士 木造建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて申請します。 私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。 宮崎県知事 殿							年 月 日 ----- ( 署 名 )	
ふりがな 氏 名	生 年 月 日		年 月 日		写真貼付欄			
本 籍	性別		男□ 女□		・ 申請者本人のみ ・ 6ヶ月以内に撮影したもの ・ 正面、無帽、無背景 ・ 縦4.5cm×横3.5cm * 写真の裏面に異名・氏名を記入し、のりでしっかりと貼り付けてください。 * 貼付した写真は免許証に転写されます。			
現住所	〒		電話					
試 験	二級建築士 木造建築士		試験に合格した時期		年			
	合格通知日付	年 月 日	合格通知番号	第	号			
欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 ( ある□ ない□ ) あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日							
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に 処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 ( ある□ ない□ ) あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日							
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日 年 月 日							
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで							
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 はい□ いいえ□							
※審査欄	手数料確認	写真照合	住民票照合	合格者照合	欠格審査	名簿登録		
※登録番号	※登録年月日		年 月 日	※都道府県受付番号				

様式第5 (第8条関係)

二 級 建 築 士 死 亡 等 届  
木 造

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
届出義務者氏名 ㊤  
本人との続柄

下記の者について、関係書類を添えて建築士法第8条の2の規定により届けます。

記

ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
本 籍	都道 府県
登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
届 出 の 理 由	<p>1 死亡</p> <p>2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないこと。</p> <p>3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないこと。</p> <p>4 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったこと。</p>
届出の理由が生じた日	年 月 日

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の建築士法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

## 告 示

## 宮崎県告示第 588号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年12月16日から令和2年1月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字大河内1038番66地先から同郡同村同大字同字1038番66地先まで	旧	101.9~118.4	39.8
				新	101.9~105.4	39.8

## 宮崎県告示第 589号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、宮崎港港湾計画の一部変更の概要を次のとおり公示する。

令和元年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 港湾計画の変更の概要

平成15年宮崎県告示第212号によりその概要を告示した宮崎港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

## (1) 水域施設計画

変更前

## ア 航路

名 称	水深(メートル)	幅員(メートル)
北航路	12	280

なお、これに伴い内防波堤80mを撤去する。

## イ 泊地

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
東地区	12	35
〃	9	22
一ツ葉地区	旧外港地区の既定計画(水深7メートル)を削除する。	

なお、これに伴い南防波堤650mを撤去する。

変更後

## ア 航路

名 称	水深(メートル)	幅員(メートル)
北航路	12	300

なお、これに伴い内防波堤80メートルを撤去する。

## イ 泊地

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
東地区	12	2
〃	9	3
一ツ葉地区	旧外港地区の既定計画(水深7メートル)を削除する。	

## ウ 航路・泊地

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
東地区	12	32
〃	9	20

なお、これに伴い南防波堤650メートルを撤去する。

## 2 港湾計画の縦覧の場所

宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県県土整備部港湾課  
宮崎市港1丁目18番 宮崎県中部港湾事務所

## 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 都市計画を定める者の名称

宮崎市

## 2 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画地区計画

宮崎西IC周辺農業支援地区 地区計画

## 3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 都市計画を定める者の名称

宮崎市

## 2 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画地区計画

希望ヶ丘西地区 地区計画

## 3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画地区計画  
松ノ木田地区 地区計画
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
えびの市
- 2 都市計画の種類及び名称  
えびの都市計画公園  
6・4・1号 永山運動公園
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県小林土木事務所

## 病院局公告

### 入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

令和元年12月16日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量 院内文書管理システム一式
  - (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び要求仕様書による。
  - (3) 納入期限 令和2年3月31日
  - (4) 納入場所 入札説明書及び要求仕様書による。
  - (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
この入札に参加する資格を有する者は、次の各号をすべて満たす者とする。
  - (1) 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、次に掲げる要件のいずれかのものであること。
    - ア 物品に関する業種で、営業種目が文具・事務機類
    - イ サービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務

- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (4) 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- (5) (2)及び(3)に掲げる入札参加資格を判断するために必要な書類として、①、②及び③に掲げるものを、令和元年12月16日から令和元年12月20日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)に下記11の者へ提出すること。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じること。

- ① 入札機器のカタログ及び技術仕様書は、別冊の仕様書に示す要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値又は具体的な表現で記載すること。
- ② 入札機器の定価証明書
- ③ 保守、点検、修理その他アフターサービスの迅速な提供体制を証明する書類

### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当  
宮崎市橋通東1丁目9番10号  
郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7629
- (2) 期間 令和元年12月16日から令和元年12月25日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

### 4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
- (2) 期間 令和元年12月16日から令和元年12月25日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

### 5 入札に関する質問

- (1) 質問  
本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。
  - ① 提出期限 令和元年12月23日午後5時
  - ② 提出先 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
  - ③ 提出方法 電子メールによること。  
(アドレス: keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp)

### (2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

- ① 回答方法 個別に電子メールで通知する。
- ② その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

### 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
- (2) 提出期限 令和元年12月25日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)によること。

### 7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁3号館5階 352号室
- (2) 日時 令和元年12月26日午前9時
- 8 入札保証金  
入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項  
宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定方法  
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当  
宮崎市橋通東1丁目9番10号  
郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7629
- 12 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of goods up for bid: In-hospital documents management system 1 set
- (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 25 December, 2019
- (3) Contact point for the notice: Management and Administration Division, Prefectural Hospitals Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1 - 9 - 10 Tachibanadorihigashi, Miyazaki-City, 880-8501, Japan. TEL: 0985-26-7629

--	--